

フランスにおける生命倫理法と憲法

——生命倫理法の特徴と憲法院判決について——

はじめに

△生命倫理法の制定▽

フランスでは、一九九四年七月に「生命倫理法」が制定された。同法は、「人体の尊重に関する一九九四年七月二九日法律第九四一六五三号」⁽¹⁾、「人体の構成要素及び産物の贈与及び利用、生殖への医学的介助並びに出生前診断に関する一九九四年七月二九日法律第九四一六五四号」⁽²⁾、「保健の分野における研究を目的とする記名情報の処理に関する、並びに情報処理、情報ファイル及び自由に関する一九七八年一月六日法律第七八一八号を改正する一九九四年七月一日法律第九四一五四八号」⁽³⁾の三つの法律で構成されている。

この三つの法律は、先端生命医学技術に関する原則を、「人間の優越性」、「人間の尊厳」、「生命の始まりからの全ての人間の尊重」、「人体の尊重」、「人体の不可侵性」と定め、その原則に基づいて、臓器移植、人体とその産物の利用、生殖の医学的介助、出生前診断の利用の要件と規制、及び医学分野の個人情報保護と利用について定め

建石 真公子
(名古屋大学非常勤)

ている。

同法の制定には、具体的な立法過程としては、一九八八年にコンセイユ・デタ（国務院）が作成した生命倫理に関する報告書に始まり、最終的に一九九四年六月に元老院で可決されるまでの六年の歳月がかけられている。さらに、生命倫理に関する社会的な議論の期間という意味では、フランスで最初に体外受精児が誕生した一九八二年にさかのぼり、法制定までおよそ二二年に及ぶ。また、制定過程も国会での立法者による検討だけでなく、体外受精児の誕生の翌年の一九八三年に創設された、生命科学技術や研究の進展がもたらす生命や医学に関する問題を検討する国家倫理委員会での検討も、今回の生命倫理法の制定の基盤となっている。

日本では、生命倫理に関する議論は、現在、臓器移植に関する法律制定の動向が注目されているが⁽⁴⁾フランスでは、生命倫理は、一九八〇年代からは、主として人工生殖（フランスの生命倫理法の用語では、人工生殖は「生殖への医学的介助」*L'Assistance médicale à la Procréation-AMP*と呼ばれ⁽⁵⁾、人工授精・体外受精・胚移植等多様な技術を含む）をめぐって議論されてきている。というのも、臓器移植については、一九七六年に臓器摘出に関する法律が制定され、一九七八年に同法律の施行令であるデクレが制定されており、移植を目的とした、死体、生体からの臓器摘出が既に一定の要件で認められているからである。そのうえ、人工生殖については、一九八二年の最初のフランスにおける体外受精児の誕生以来、社会的な関心が急激に高まっていた。一九八五年には、AMPを試みた人は三二六二五人だったが、一九八九年には四五六五二人に増加している⁽⁶⁾。出生率の割合では、フランスの年間の出生数は平均して七七万人で、そのうちAMPによる出生は約0.8%、このうち、ドナーの精子による人工授精による出生が約二〇〇〇、体外受精による出生が二五〇〇（95%がカップルの間で行なわれた体外受精）である。また、一九七三年以来一九九一年までのドナーによる人工授精児は二万五千人、一九八二年以来一九九一年ま

での体外受精児(試験官ベビー)は一万人を数えている。年間の体外受精の試みは、一九八八年には一二九七二件で、アメリカでは一三六四七件である。つまり、人口比では、フランスでは体外受精を試みる人の割合はアメリカよりも高いことがわかる。⁽⁷⁾さらに、一九九一年には、体外受精の数字は二七四九八件と急激に増加している。⁽⁸⁾他方、代理母についても、体外受精の技術と共に、生物学的に胚とは関連を持たない、妊娠だけの母親が可能となったことにより、フランスでも、代理母を斡旋する組織が一九八〇年代半ばから設立された。⁽⁹⁾フランスで代理母によって出生した子供は一三〇人と言われているが、社会的な反対も激しく、フランスの各裁判所における代理母についての裁判では、代理母契約の無効の判決が繰り返し下されている。最終的には、破毀院が一九九一年五月三日、妊娠契約は、人体と人間の不可処分性という原則を侵害するという判決を下し、⁽¹⁰⁾代理母は禁止される結果となった。

以上のように、フランスの生命倫理法は、生殖に関する医学的介助を中心に議論が行なわれ、法律による規制のないままに実践が増していくことへの危惧が法制定の動機の一つである。反面、先端生命医療にかかわる生命倫理のような「死」や「生命」の問題は、道徳や宗教の領域と関連の深いものであり、国家による強制であるところの法的な規制になじまない、という指摘も根強い。しかし、フランスでは、前述のように既に社会的に一定の割合で人工生殖の実践が行なわれ、また裁判所でもドナーによるAMPで出生した子をめぐる親子関係など判断を行なっていることから、⁽¹¹⁾現実的に早急な法的な規制が必要とされていた。生命倫理についての規制の決定方法は、できるだけ民主的に行なわれることが好ましい。フランスでは、立法者による法律制定という方法での規則作りを補完する意味で、専門家による検討と世論との対話のために国家倫理委員会が設立されている。議会という形式の民主主義以外に、広い範囲の専門家による検討や世論の調査及び対話の場としてこの委員会が果たした役割は非常に大

きいものであった。

△生命倫理法と憲法V

さて、生命倫理は、生命を直接の対象とするため、憲法との関係では、先端医療技術における生命の扱われ方について、憲法上、どのような人権が保護されどのような規制が許容されるのかを問うものである。このことは、まず個人の生命に国家が介入する根拠は何か、第二に生命科学に関わる人権とはどのような人権か、という二つの問題を提起することになる。

近代憲法において、生命の尊重とは、憲法上の人権保障の前提である。しかし、「生命の尊重」が、それとして憲法上に規定されるのは第二次世界大戦後のことである。これは、大戦期のナチスドイツの優生政策の経験を理由としており、例えばニュルンベルグ裁判では「人道に対する罪」が初めて法的に承認され、大量虐殺に関する責任が問われた。第二次世界大戦後に新たな憲法を制定したヨーロッパ諸国は、憲法に、新しく生命に関する規定を設けている⁽¹²⁾。さらに、国際条約のレベルでも、一九五〇年にヨーロッパ審議会が採択したヨーロッパ人権条約も、第二条で「生命に対する権利」の規定をおき、個人の生命の尊重の保護を定め、一九六六年に国連が採択した国際人権規約も第八条で、人体実験を禁止し、医学の分野との関連で生命の尊重を特に定めている。つまり、現在の憲法や条約で生命に関する規定がおかれているのは、国家の優生学の実践によって組織的に生命が奪われることを防ぐという目的を歴史的に担っているのである。

このことは、生命倫理に関する法的規制の問題全体にかかわるものとして、個人の身体についての国家の関与の性質を問うものである。近代憲法においては、身体については、恣意的な国家の介入を禁じる目的で身体（人身）の自由が保障されてきており、唯一、公共の利益という理由で保健衛生や刑法の分野で、国家による規制が認めら

れている。したがって、先端医療技術において生命や死を操作したり利用したりする個人の自由に、国家が規制を加えるためには、憲法上に生命の尊重が規定されるようになった歴史的な背景を考慮しつつ、どのような公共の利益かを明確にすることが必要である。

ところで、フランスでは、現行の第五共和制憲法(一九五八年制定)には、憲法上の権利としての生命に関する規定がない。そのため、生命倫理法が一九九四年に制定されるまで、体や生命に関する医学的な操作や規制についてのどのような法的な権利に基づいて、それらの技術を利用し、あるいは規制するのか、ということが不明確であった。

第五共和制憲法下で、憲法上、生命が問題となったのは、一九七五年の人工妊娠中絶法制定について違憲審査が提起されたときが始まりである。この時期は、他の西欧諸国でも、妊娠中絶の合法化をめぐる「胎児の生命に対する権利」についての憲法判断が行なわれているが、フランスの憲法裁判所である憲法院は、妊娠中絶法は「生命の始まりからの人の尊重(同法第一条)」を原則として⁽¹³⁾いることから、中絶は同法の定める要件に基づく場合のみ行なわれる例外である、という論拠で中絶法を合憲と判断した。⁽¹⁴⁾つまり、このときには、生命についての憲法上の原則は明確にされなかったのである。

その後、生命が問題となったのは、やはり中絶と「胎児の生命に対する権利」について、妊娠中絶薬のD(四八六)の是非が問われた行政訴訟の際であった。このときには、コンセイユ・データは、ヨーロッパ人権条約第二条の「生命に対する権利」との適合性の審査を行ない、妊娠中絶薬の市場化の認可は条約に適合する旨の判断を行なっている。⁽¹⁵⁾

つまり、生命倫理法制定の時点では、生命に関する問題を判断する憲法上の原則は不明確なままであったため、今回の生命倫理法についても、人工生殖の場合の胚(受精卵)の扱いについて、「胚の生命の権利」をめぐる違

憲審査が提起された。⁽¹⁶⁾これに対して、憲法院は、これまでとは異なり、判決において、従来明確でなかった「生命」に関する憲法上の規範を初めて明示した。またこの判決は、憲法院が先端医療技術について初めて判断したという意味でも注目される。

さて、生命倫理と憲法の二番目の問題は、先端医療技術に関わる人権とはどのような人権か、というものである。つまり、先端医療技術の利用や規制について、生命の尊重という観点から検討する場合、どのような生命や人権を尊重するのが問われる。しかし、その問題は、次にあげるような二つの困難を伴っている。

まず、生命や死の相対化という点があげられる。生命科学技術の進歩と共に、生命や死に人為的に介入する方法が多様になり、生命や死そのものが絶対的なものではなく、多様な段階的な状態を示すものとなっている。つまり、「生命とはどのような状態を意味するか」、「死とはどのような状態(段階)を指すのか」、「人間の定義において、体と人格はどのような関係なのか」という問いが生物学的に提起されるようになる。それと同時に、法的にも、同様の問いが提起されることになる。法的な意味で、「人権の主体」として抽象的にあるいは自然的に認識されてきた「人間」について、改めて、「体を伴った人間」とはどのような内容を指すのかという新しい定義が必要となっているのである。

第二に、生命科学に対する態度には、「生命の質」と「神聖な生命」という対立がみられ、⁽¹⁷⁾「科学技術を利用し研究する(個人的)自由」と、「神聖な生命の尊重」という観点からそれらの技術の利用や研究を規制するという要請とが対立することになる。多様な個人的自由と生命の尊重との関係について、どのような基準で何を選択するかを決定するためには、基本となる人権の内容について確定することが求められる。

以上のように、先端医療技術における生命に関する規範を明確に定めるのは難しいが、フランスの生命倫理法は、

人間の尊重の原則に基づきながら、生命倫理の関わる領域全般について包括的に定めた法律という意味で新しいものである。また同法に関して憲法院が判決で示した憲法上の「生命」についての規範、及び、その規範に対して生命倫理法がどのように判断されたのかも、同様に関心を呼ぶところである。

生命倫理とは、医学・科学の進歩に対する態度、及び誰がどのような方法で決定するのか、ということが問題の焦点と考えられるが、以下、フランスの生命倫理法の内容及び憲法院判決を、上述のような「生命倫理と憲法」という観点から、紹介、検討したい。

- (1) Loi no.94-653 du 29 juillet 1994 relative au respects du corps humain, J.O.R.F. 30 juillet 1994, p.11056.
- (2) Loi no.94-654 du 29 juillet 1994 relative au don et à l'utilisation des éléments et produits du corps humain, à l'assistance médicale à la procréation et au diagnostic prénatal, J.O.R.F. 30 juillet 1994, p.11060.
- (3) Loi no.94-548 du 1er juillet 1994 relative au traitement de données nominatives ayant pour fin la recherche dans la domaine de la santé, et modifiant la loi du 6 janvier 1978 relative à l'informatique, aux fichiers et aux libertés, J.O.R.F. 2 juillet 1994, p.9559.
- (4) 日本では、一九九四年に臓器移植法案が国会に提出され、その是非をめぐって議論されてきたが、一九九六年に衆議院解散と共に廃案となった。その後、一九九六年九月下旬に、日本移植学会は、法律の有無にかかわらず移植を実施する方針を決定し、新たな議論を呼んでいる。
- (5) 一般的には人工生殖は「医学的介助を受けた生殖」-La Procréation médicalement assistée-PMA-と呼ばれるが、法制定過程で元来、医学的側面に重点をおくために、L'assistance médicale à la procréationに変えられた。Michèle Haricau, La protection des libertés et droits corporels, Monchrestien, 1995, p.72.
- (6) Sous la direction de François Terre, Transmettre la vie à l'aube du XXI^e siècle, Inserm Nathan, 1994, p.12.

- (7) Noëlle Lenoir avec la collaboration de Bruno Sturlese, Rapport Premier Ministre, Aux frontières de la vie: une éthique bio-médicale à la française. La documentation française, 1991, p.29-31.
- (8) Sous la direction de Françoise Ferré, Transmetre, op.cit. p.108.
- (9) Association de Cigognes, Alma Mater, 等が有名である。
- (10) Noël Lenoir, Aux frontières de la vie . . . op.cit. p.38-39.
- (11) 例えば、ドナーによる人工授精の場合の嫡出否認の訴訟や「TGI Nice, 30 juin 1976, TGI Paris, 19 février 1985.
- (12) ①フランス一九四六年第四共和制憲法前文「子供と母親の健康の保護」、②イタリア憲法(一九四七年)第二条「不可侵の人權」、第三条「生命に対する権利と身体の完全性に対する権利を有する」、③ドイツ基本法(一九四九年)第二条「あらゆる人は、生命に対する権利と身体の完全性に対する権利を有する」、④ポルトガル憲法(一九七四年)第二四条「生命に対する権利。人間の生命は不可侵である。どのような場合にも死刑は禁止される」、⑤ギリシャ憲法(一九七五年)第二条「人間の価値の保護の尊重は国家の義務である」、第五条「全ての人は、他の人の権利、公序良俗及び憲法を侵害しない限り、自由にその人格を發展させ、国の社会的経済的的政治的活動に参加する権利を有する」、⑥スペイン憲法(一九七八年)第一〇条「人間の尊厳、譲渡することのできない不可侵の権利、人格の自由な發展、法律の尊重、他の人の権利は、政治的秩序及び社会的平和の基本である」、第十五条「あらゆる人は、生命に対する権利、身体的・精神的完全性の権利を有する」、⑦スイス憲法(一九九二年五月一七日憲法改正)「人間の尊厳の保護」、⑧ベルギー憲法(一九九三年)第二三条「人間の尊厳に適合する生活をする権利」。
- (13) ①オーストリア憲法裁判所判決(一九七四年一〇月一一日)、合憲。妊娠中絶法施行(一九七五年一月一一日)。②フランス憲法院判決(一九七五年一月一五日)、合憲。妊娠中絶法施行(一九七五年一月一七日)。③イタリア憲法裁判所判決(一九七五年二月一八日)、墮胎罪は違憲。妊娠中絶法施行(一九七八年五月二二日)。④ドイツ憲法裁判所判決(一九八一年)、一九七八年法に関する違憲審査では妊娠中絶の禁止の要求に対して拒否。⑤ドイツ憲法裁判所判決(一九七五年二月二五日)は中絶法を違憲。⑥ポルトガル憲法裁判所第一回目判決(一九八四年三月一九日)、合憲。憲法裁判所第二回目判決(一九八五年五月一九日)、合憲。妊娠中絶法施行(一九八四年)。⑦ルウエー、妊娠中絶法は一九六四年に施行。最高裁判所判決(一九八三年五月一七日)は妊娠中絶法は憲法の一般原則とヨーロッパ人權条約第二条に反していないと判断。

- (14) 建石真公子「フランスにおける人工妊娠中絶の憲法学的考察——一九七五年人工妊娠中絶法と身体の自己決定権について——」東京都立大学法学会雑誌第三二巻第一号(一九九一年)参照。
- (15) 建石真公子「生命に対する権利」と「人工妊娠中絶法」——ヨーロッパ人権条約と人工妊娠中絶法に関するコンセイユ・ダタ一九九〇年一月二二日判決について——法の科学第二二号(一九九四年)参照。
- (16) 生命倫理法は、一九八八年にコンセイユ・ダタが作成した報告書に基づいて一九八九年に法案が作成され、さらに一九九一年にノエル・ルノアール夫人の報告書が作成され(Noëlle Lenoir, avec la collaboration de Bruno Sturlese, Rapport au Premier ministre, Aux frontières de la vie: une éthique biomédicale à la française, La documentation française, 1991, ノエル・ルノワール氏は「ジュリスト誌」における、北村一郎氏、大村敦志氏との対談で、生命倫理法の制定の背景、また自ら憲法院の構成員として関与した生命倫理法の違憲審査について語っている。ジュリスト、第一〇九二号(一九九六年)、七四—八四頁。)、それらをもとにペレゴボワ政府において法案が準備された。法案は、一九九二年に国民議会に提出され、一九九二年一月二五日の最初の読会で採択された。
- その後、一九九三年三月の国民議会選挙の結果、政権が保守中道に変わったが、法案は新しい政府のもとでも継続して審議された。一九九四年一月一九日、生命倫理に関する三つの法律案は元老院での最初の読会で採択されたが、その後両院での再度の読会でも法文が合意に達せず、両院合同委員会による最終法案の作成をうけた後、最終的に一九九四年六月一五日、元老院で可決された。この経過は、憲法上認められている、法律制定の全ての過程を経たことになり、それだけ法案に関して一致に達することが困難であったことがわかる。国民議会の採決では、社会党は賛成、共産党は棄権、多数派である保守中道各党ではロマン・ドゥロワの大多数は賛成した。しかし、多数派のなかにも、法案の各条項に関して強固な反対派も存在していた。そのため、法案採決後、この法案の違憲審査の申立てが、両院議員六八名と国民議会議長の双方から憲法院に付託された。
- (17) Bernard Edelman, *Généique et liberté*, Droits, no. 13, 1991, p. 31-32.

一 生命倫理法の内容

生命倫理法は、三つの法律によって生命倫理に関する原則と規制を定めたものだが、内容は、民法、公共保健法、刑法、情報処理・情報ファイル法のそれぞれの法典に関連条項を挿入する構成となっている。

まず、人体尊重法は、民法典の私権の章に「人体の尊重」という節を挿入し、「全ての個人が人体を尊重される権利」を定め、人権としての人体の尊重の原則を明確にしている。この原則に基づいて、移植・生殖法では、公共保健法典に、臓器や組織の摘出と移植、生殖医療と出生前診断などの技術についての要件と規制を定める条項を挿入している。さらに「保健分野における記名情報法」では、情報処理、情報ファイル及び自由に関する一九七八年一月六日法律に挿入する形式で、「人体の尊重」原則の範囲内で、個人の医療情報を研究に利用することを可能にする特別規定を定めるという内容になっている。

「人体尊重法」が、生命医学・技術を利用する場合に保護すべき人権を定め、それをもとに移植・生殖法は、「人体尊重法」で保護される人権を侵害しない生命医学・技術の利用の範囲を示しているということになる。

(一) 人体尊重法

人体尊重法は、民法典の中にまず諸原則を定め、さらに、遺伝子検査、及び医学的介助による生殖の場合の親子関係について定めている。

(i) 人体尊重法の原則

① 「人間 (la personne) の優越性」、「人間 (la personne humaine) の尊厳」、「生命の始まりからの人間 (l'etre humain) の尊重の保護」

第一に、民法典第一章の「私権」の規定のなかに、「人体の尊重について」という節を設け、人体の尊重の根拠となる原則として、「人間の優越性」、「人間の尊厳」、「生命の始まりからの人間の尊重」をあげている。

② 「人体の尊重」、「人体の不可侵」、「非財産性」

第二に、「何人も自己の人体を尊重される権利を有する」として、人体を尊重されることが個人の権利であることを定めている。続いて、「人体が不可侵 (inviolable)」であること、「人体、その構成要素及びその産物は、財産権の対象としてはならない」ことを宣言し、個人の体ではあるが、本人によっても売買の対象にすることができないことを定めている。またこの原則から、人体実験の無償原則、代理母出産契約の無効、ドナーについての無償原則が導き出されている。

さらに人体の尊重のために、裁判官は、人体に対する不法な侵害を防止し、中止させることのできる権限を有する。人体に対する不法な侵害に対しては、訴訟のような事後的な救済では権利の保護にはならない。そのため、事前に防止し、中止することのできる権限が裁判官に認められた。

③ 人の種の完全性 (Intégrité) の侵害の禁止

第三に、人の種の完全性を侵害することを禁止し、人の選別の組織化を目的とした優生学上の行為、及び子孫の改変を目的とした遺伝形質の作り替えを禁止している。

④ 「公共の秩序」

「人体の尊重」の章の最後に、以上の規定が民法上の公共の秩序であることが付記された。つまり、私的自治という民法の原則に対して、以上の原則は「公共の秩序」として、個人的自由に対する基本的な制約となった。

(ii) 遺伝子検査

第二章では、遺伝子検査と遺伝子型による人の特定についての規制を定めている。遺伝子検査は、医学・研究目的のみ可能であり、その際には、検査の前に本人の同意を要件としている。また、遺伝子型による人の特定は、

司法手続・審理の範囲、及び医学・研究目的のみ実施することができるが、民事裁判、及び医学・研究目的の場合には、事前に当事者の同意を得なければならないこと、遺伝子型による人の特定の鑑定は、すべて、認可を受けた者以外には行なうことができない。

(iii) 罰則

生命倫理法の規定に違反した場合の罰則を以下のように刑法典に新設した。

第一に、人の特性についての遺伝子検査又は遺伝子型による人の特定についての規定に違反した罰則（平均して一年の禁錮及び一〇万フランの罰金）。

第二に、人の選別の組織化を目的とする優生学的処置の実施についての罰則（最も重く、二〇年の懲役）。

第三に、人体の保護についての規定（同意、無償、匿名）に違反した場合の罰則（臓器売買、生きている人から臓器を摘出した場合が最も重く七年の禁錮及び七〇万フランの罰金）。

第四に、胚の保護規定の罰則（胚の売買、商業目的、研究・実験目的で胚を生成及び検査する行為は七年の禁錮及び七〇万フランの罰金）。

第五に、規定に反する出生前診断、着床前診断、生殖への医学的介助、胚移植の実施についての罰則（平均して二年の禁錮と二〇万フランの罰金）。

罰則は、優生学的処置の実施が最も重く（二〇年の懲役）になっており、人の選別の組織化が厳格に禁じられていることがわかる。次に臓器売買、生体からの臓器摘出、胚の保護違反（共に七年の禁錮及び七〇万フランの罰金）が続き、人体が保護されている。

(iv) 医学的介助をうけた生殖における親子関係

第三章では、生殖介助出産についての親子関係の規定を、民法典の親子関係の章に新しく設けている。

第一に、第三者から配偶子の提供を受ける生殖介助の場合、精子や卵子の提供者と生まれた子との間には、親子関係は生じない。

第二に、第三者から配偶子や胚の提供をうける生殖介助を受けるカップルは、裁判官または公証人の前で同意を表明しなければならぬ。同意があれば、医学的に介助された生殖によつて産まれた子に対して、血のつながりがなくても嫡出関係を否認することは禁じられる。

以上の規定は、生殖介助を受けて産まれる子供の法的地位を安定させる目的のもので、子供は、実際に出産に至つたカップルの子供として、法的な保護をうける。この場合、例えば、第三者の胚の提供を受けた場合にも、民法上は養子ではなく実子として嫡出関係が確立する。

また、生殖介助に関する同意は、実施前に死亡、離婚申請、別居、同居生活の終わりが起これば失効し、実施前であれば、カップルのうちどちらでもいつでも、書面で撤回を申し立てることができる。法的に婚姻していないカップルも同様である。

(二) 人体の構成要素及び産物の提供及び利用、生殖への医学的介助並びに出生前診断に関する法律*

*移植・生殖法は、五年後に見直すことが定められている。医学技術の発展を考慮したものと考えられるが、議論の多かつた内容だけに、妊娠中絶法のように時限立法として成立したともいえる。

この法律は、人体尊重法の原則に基づいて、実際の技術として、臓器移植、人体の組織・細胞及び産物の利用、医学的介助出産、出生前診断について定めている。

臓器移植に関する規定は、従来施行されていた腎臓移植に関する一九四九年七月七日法律、臓器の摘出に関する

一九七六年二月二二日法律、また一九九一年二月三二日の第九一―一四〇六法律第一三条の精子の提供に関する条項等に代わるものである。したがって、一九七六年法律とは異なり、腎臓の摘出・移植に関する規定もこの法律に含まれる。しかし、実際にはそれらの法律と内容はあまり変わっていない。公共保健法の中に一般的原則を定め、さらに、人体の組織、細胞及び産物の利用に関しては独立した規定を設けている。生殖への医学的介助並びに出生前診断に関しては初めての法的な規制である。

(i) 臓器移植及び人体の組織、細胞及び産物の利用に関する一般的原則

本法律はまず、人体尊重法の原則に基づいて以下のような一般的な原則を定めている。

① 承諾

人体の構成要素の摘出及び人体の産物の採取は、提供者の事前の承諾がなければ行なうことはできない。この同意は、いつでも行なうことができる。

② 無償

臓器の商業化を防ぐために、複数の条文が、提供者や仲介者への対価を支払うことを禁じている。

人体の構成要素の摘出又は人体の産物の採取に同意した人に対して、いかなる形であれ支払いを行なってはならない。ただ、必要な場合には、コンセイユ・データの議を経たデクレに定める方法に従って、経費の償還は行なうことができる。商業化を防ぐために、特定の人や機関、組織のための人体の構成要素または産物の提供のための広告は禁じられる。しかしながら、厚生大臣の責任において行なわれる広報を禁止するものではない。

さらに、臓器の摘出、臓器の移植を実施する医師は、その活動を名目として報酬を受けとることが禁じられる。

③ 匿名

臓器の提供や人体の産物の提供については、提供者は受領者が誰であるかを知ることができず、受領者も提供者が誰であるかを知ることができない。また、誰が提供者で誰が受領者かを同時に特定できるような情報を漏洩することも禁止される。ただ例外として、治療上の必要があるときに限って、匿名原則の適用を除外することもできる。臓器や人体の産物の提供や受領に関する匿名の原則は、提供の無償原則を補強する効果を持つが、その他にも、提供者・受領者間の直接の紛争を避けることで提供を容易にする目的や、提供者・受領者の双方のプライバシーの保護、受領者の心理的な負担の軽減などのためにも必要である。また、匿名原則によって、血液の場合のように、人体の産物を医薬品のように扱うことが可能となるとい(19)う指摘もある。

④ 衛生安全

臓器や人体の産物を人間に対する治療として使用することは、倫理的な面だけでなく、医学的にも危険を伴う行為であることが問題となる。したがって、利用の認可や基準の作成は、公権力の責任の下で行なわれなければならない。

そのために、法律は、治療のための人体の構成要素の抽出及び人体の産物の採取はコンセユ・デタの議を経たデクレで定める衛生安全規則に従うこと、また、この規則は、とりわけ、伝染病の検診に関する生体組織検査を含むものであることが定められている。この規定は、HIV感染の問題以降、より厳密になっ(20)ている。

⑤ 公的機関による管理

臓器や人体の産物については、生命倫理法の制定により、医師によって設立された従来の機関に代わって公的な機関が取り扱うことになった。

具体的には、一九九四年一月一八日法律の「フランス移植機関」[Etablissement français des greffes]を設置

する条項（一九九四年一月一八日保健医療に関する法律第五六条）が、本法律の臓器・組織の章に組み入れられた。この機関は、国の公的機関として、厚生省の管轄のもとで、臓器移植の待機患者リストを作成・管理し、臓器配分や、組織の利用の規則を定めると共に、実施施設の許可、監査について意見を出す役割を担っている。

(ii) 臓器の利用

本法律は、一九七六年法によって定められた内容を大きく変更するものではないが、人体の構成要素及び産物の利用を拡大しつつ提供者の保護との調整も行なった結果、一九七六年法律に比べて、より広い範囲の人体の構成要素及び産物の利用が合法化され、同時に提供者の保護も厚くなっている。

(A) 生きている人からの臓器の摘出

生きている人からの臓器の提供については、一九七六年法律に比べて保護が強化されている。特に、商業主義を排することが目的とされ、提供者の範囲は、家族（親子、兄弟姉妹）に限定された。しかし例外として、緊急の場合に限り、配偶者からの摘出が新しく認められた。

摘出の目的も、受領者の直接の治療上の利益のためだけに限定され、意思決定能力にも留意しており、社会的弱者が意に反する臓器の提供を行なうことがないように、裁判所や専門委員会による確認が義務づけられている。

① 治療目的に限定

生きている人からの臓器の摘出は、受領者の直接の治療上の利益目的に限定された。

② 提供は家族の間のみ

骨髄を除き、生きている人からの臓器提供は、受領者の親子兄弟姉妹に限定され、緊急の場合のみ配偶者の提供が認められる。一九七六年法律が、未成年者からの提供に限って家族に限定していたのに比べ、原則として、臓器

の提供は家族間に限定された。従つて、生体からの腎臓や肝臓の一部の提供も、家族間に限られることになる。

③ 未成年者、法的要保護者の保護の強化

臓器の提供は、生きてゐる未成年者(骨髄を除く)、又は法的要保護者からは行なうことは禁じられる。

例外として、骨髄に限り、未成年者は兄弟姉妹に提供することができるが、この場合には、親権者の双方又は法定代理人の承諾がある場合に限られ、この承諾は、大審裁判所の裁判官の前で表明され、緊急の場合には検察官が承諾を確認する。

未成年者自らが意思を表明する能力を有する場合には、当該未成年者が、摘出につき告知を受けていることを確認する専門委員会が、摘出を行なう許可を与える。

④ 明白な承諾

承諾についても、本法律は、確認方法を強化している。

生きてゐる成人が提供者の場合、「自らの陥る危険及び摘出によつて起こり得る結果に付き事前に告知され」なければならぬ。提供者の承諾は、大審裁判所の裁判長又は裁判長が指名する司法官の前で表明しなければならぬと定められ、一九七六年法律が再生不能の臓器に限つて司法官の前で承諾を表明するという定めていたのに比べ、臓器摘出の要件として承諾に重要性がおかれてゐる。緊急の場合は検察官が承諾を確認する。この承諾は、いつでも取消することができる。未成年者の承諾については上述③。

(B) 死者からの臓器の摘出

死者からの臓器摘出は、生きてゐる人からの摘出とは異なり、死者の法的地位という問題がある。死者もまた死後の人間として尊重され、さらに生存中の意思も尊重されなければならない。しかし、生存中の意思を確認するこ

とは困難なことが多く、また、臓器の提供という医学上の要請にも応えることも求められる。

本法律は、死者の尊重という観点から、一九七六年法律が「死体 *le cadavre*」と記しているのに比べ「死亡した人間 *une personne décédée*」という表現を用いているのが特徴的である。また、一九七六年法律が、基本的に「摘出は治療のためにまたは科学のために、生存中に摘出拒否を知らせていなかった者の死体に関して行なうことができる」として、「生前の本人の明示の承諾も、また遺族の承諾も要求されていない」、⁽²¹⁾したがって、生前に明示の拒否がない場合には基本的に臓器の摘出に承諾するとみなされたのに比して、生前の本人の拒否の意思を登録する機関を設け、また、遺族の証言をできるだけ収集することが定められた。

①治療及び科学目的

死者からの臓器摘出は、本法律では三つの場合に認めている。まず一九七六年法律と同様、治療（すなわち臓器移植のための提供）及び科学目的の場合、さらに、死因の調査のための摘出である。

②死の決定

臓器の移植を成功させるためには、より早く移植することが必要となる。そのためには、死の決定の時期が明白にされていなければならない。

本法律は、死の決定を、コンセイユ・デタの議を経たデクレによる要件に従って死亡証明書が作成された後、として、死の判定の基準の決定をコンセイユ・デタに委ねた。

また、死の決定に疑義が入らぬように、死亡証明書を作成する医師と摘出又は移植を行なう医師とは、別の機能上の単位又は別の部局に属さなければならぬとしている。

③承諾

死者からの臓器の摘出の承諾は、生存中に明白に意思が確認されている場合は問題とならない。そうでない場合には、本法律は、推定同意、または生存中の明白な同意か家族の証言という二つの方法を採用している。

まず、治療及び科学目的の摘出については、死者が生存中に明確に拒否していない場合、臓器の摘出が可能である。この場合、臓器の摘出の拒否の意思は、国の登録簿に表示することが必要となる。死者の意思が明確でない場合、医師は家族の証言を収集する。

死因の調査以外の科学目的の摘出は、死亡した者の承諾が直接表明された場合または家族の証言にもとづいてのみ行なわれる（死者が未成年の場合には、親権者の一方が承諾を表明する）。

④ 未成年者の保護

死者が未成年者又は法的要保護者の場合、提供のための摘出は、親権者の双方又は法的代理人が書面で明確に承諾している場合に行なわれる。

死因の調査目的以外の科学目的の場合の未成年に対する臓器の摘出は、親権者のいずれかの承諾が必要となる。

(iii) 人体の組織、細胞及び産物の利用

移植・生殖法は、人体の組織、細胞及び産物の利用についての法的要件を初めて定めている。皮膚、胎盤、骨等は、既に医師や科学者によって、法律の規制のないままに利用が進められてきているが、本法は臓器と同様に、摘出、採取、保存、利用についての要件を定めた。

(A) 医学的措置の際に摘出された人の組織、細胞及び産物、並びに胎盤

この規定は、手術あるいは出産によって摘出された、人の組織の利用に関するものである。将来の利用のために保存されている場合には一般原則（特定の人や機関のための広告禁止、無償、匿名、衛生安全）にもとづく。

この規定は、手術その他により、偶然的に摘出された人の組織について、目的を限定せず（治療及び科学目的でなく）つまり商業的な利用も可能としている。また臓器の利用よりも簡便な要件で合法化している。

さらにこれらの利用について、提供者の事前の承諾は必要とされない。すなわち、手術等を受けた本来の所有者の知らない状態で、人の組織、細胞及び産物、胎盤等が利用されることが認められている。

(B) 治療及び科学上の目的による組織、細胞及び産物の摘出

① 生きている人からの組織、細胞の摘出及び産物の採取は、治療及び科学目的の場合にのみ認められる。また、生きている未成年、又は法的保護の対象となっている成人からの摘出、採取は禁じられる。

② 死者の組織、細胞及び産物の採取も認められるが、治療及び科学目的に限定され、さらに、前述の死者からの臓器の摘出に関する規定が適用される。

(C) 行政機関による保護

人の組織、細胞及び産物の摘出、採取、加工、保存、配分、譲渡、移植等は、行政機関の許可を受けた保健施設等で行なうことが定められている。また、提供のための摘出に携わった医師は、その活動を名目として報酬を受けることが禁じられる。

移植、免疫療法、体細胞治療法又は体細胞の遺伝子治療法の実行のために用意される細胞産物の摘出、処理、加工、操作及び配分は、コンセイユ・データの議を経たデクレの定める要件に従って、第一章（一般原則）の規定により規制される。この細胞産物が薬剤の場合は、公共保健法第五編によって規制され、薬剤でないときは、コンセイユ・データの議を経たデクレで定められた要件を見たし、かつ管轄の行政機関によって許可された施設または団体によって行なわれる。

(iv) 人工生殖(生殖に関する医学的介助)

最近二十年間の生命科学の進歩により、人工生殖の分野も多様な技術が利用可能となっている。しかし、人工生殖については、早くから法的・道德的な意味での限界が議論となってきた。特に、フランスで初めての体外受精児の誕生した一九八二年以来、人工生殖における胚及び胎児の法的地位の確定が要請されてきていた。その意味で、本法律は、従来不明確であった人工生殖と出生前診断に関する初めての実定法として重要なものである。

本法律は、原則として、不妊治療としての人工授精、体外生殖、胚の第三者への譲渡、胚の凍結保存等を、無償、匿名、当該カップルの同意という条件の下で認めている。つまり、人工生殖は法的な親子関係と矛盾しない範囲に限定され、保存胚の第三者への譲渡には、当事者の同意だけでなく、裁判官の審査と許可が必要とされる。

胚は、法的保護を受けるが、しかし、一定の要件のもとで胚に対する研究は認められ、この点では、生命医学の範囲は不妊治療以外にも拡大された。

また、出生前診断が合法化されたことから、胚の保存の終了の規定と共に、全ての胚が法的な保護をうけるわけではないことが明確になった。

① 生殖に関する医学的介助の定義と目的

生殖に関する医学的介助とは、本法律によれば、体外受精、胚の移植、人工授精を可能とする臨床的、生物学的な行為、及び自然的プロセスの生殖以外の全ての技術を意味する幅広い概念である。

この法律では、生殖に関する医学的介助の目的は、まず、一組の男女の親になる要求に応えるため、つまり、医学的に診断されている不妊症治療のために行なわれる。

第二に、医学的介助は、子供を、特に重い疾病の伝染から免れさせる目的のために行なわれる。

② 医学的介助出産を利用する資格

以上の目的に限定されるため、医学的介助をうける資格は、以下の列挙に限定される。男女のカップル、生きていること、生殖年齢にあること、婚姻しているか少なくとも二年以上の共同生活をしていること。

この資格要件から、同性愛のカップル、独身者、カップルの男性が死亡した後の女性、一定年齢以上の女性等が排除され、法的な家族と自然な出産という概念を保護する結果となっている。

③ 配偶子の提供

法律は、配偶子の提供について初めて明白に定め、精子、卵母細胞双方に関して、第三者への提供の要件を定めている。

配偶子の提供は、民法に挿入された人体尊重法の一般原則（不可侵性、承諾、無償、匿名、第三者のための妊娠禁止）にもとづき、さらに公共保健法に挿入された移植・生殖法の原則（承諾、匿名、無償、衛生安全、行政管理）に従って行なわれる

提供には、提供者の事前の承諾が必要で、この承諾は書面によりまた提供者の配偶者の承諾も必要である。さらに、受領者であるカップルも同様に書面による事前の承諾が必要である。この書面は、親子関係の確立のための書類となる。

提供者は匿名であり、受領者によって提供者の指定は禁じられる。

④ 体外受精と複数の胚の貯蔵

体外受精の場合、配偶子の一つは一組の男女のうち少なくとも一人のものでなければならぬ。五年間の期間内で親となる要求を実現するために、貯蔵が必要となる多数の卵細胞を受精させるには書面での同意が必要とされる。

⑤ 胚の第三者への提供

例外として、一組の男女は、第三者に対して、貯蔵されている胚の提供を書面で承諾することができる。また、一組の男女のうち一人が死亡している場合には、残りの人が貯蔵されている胚を第三者に提供するか否かを問われる。この提供は、一組の男女間に対する生殖への医学的な介助が成功しない場合の最終的な適応としてのみ行なうことができる。この場合も匿名の原則に従う。

胚の受け入れは、司法機関の決定に従い、受精の開始以前に受け入れる一組の男女の書面による承諾を得る。また、裁判官は、受け入れる一組の男女が法律に定める要件を充たす否か、また、当該男女の子供に対する受入条件を評価するための調査を行う。

⑥ 胚の保護

法律は、生殖への医学的な介助の目的の範囲でのみ、胚を生体外で作ることを認めている。したがって、商業目的や検査、研究、実験目的で体外で胚を生成することは禁じられる。また人の胚に対する実験も禁止される。

⑦ 胚の研究

例外として、一組の男女は胚の研究に同意することができる。その場合、研究は医学目的に限定され、かつ胚を傷つけることは禁止される。また、国家審議会の正式な意見のあとでなければこの研究に着手することはできない。

⑧ 胚の保存の終了

本法律制定時に既に存在している胚については、第三者への移植が不可能なとき、及び保存期間が五年にあたるときは、保存を終了する。

⑨ 出生前診断

出生前診断は、子宮内の胎児又は胚の、特に重大な疾患を発見することを目的とした医療行為に限定して認められる。

⑩着床前診断

体外の胚から採取された細胞に対して行なわれる生物学的診断は、診断時に不治と認められる特別に重大な遺伝性の疾病にかかっている子を生む可能性が高いことが証明できる場合に認められる。この診断は、疾病の検査並びにそれを予防し及び治療する手段以外の目的で行なってはならない。

(三)保健分野の記名情報法

この法律は、医療目的での個人情報扱いについて、医師の守秘義務の例外として、記号化した個人の医学情報を疫学などの保健研究のために提供できると定めたもので、情報保護法（一九七八年一月六日法）のなかに挿入された。つまり従来医師の守秘義務によって禁止されていた個人の医学上の情報の伝達や利用を、研究のために認めることが目的で制定されたものである。それだけに、個人の医療上のプライバシーを侵害することが懸念される。情報媒体の発達や、疫学的な研究が必然的に情報収集を必要とすることと合わせて考えるならば、個人の私生活や個人的な医学情報の侵害をもたらす危険性が高い。

個人の保護としては、情報の利用にあたり、事前に本人の同意を得ること、本人には、提供される情報の内容と利用目的を告げ、拒否する権利もあることを説明するという要件が課されている。また、これらの情報を利用する研究について審査を行なう特別の諮問委員会が設けられ、情報保護法で設けられていた情報と自由に関する国家委員会（CNIL）による管理と合わせて二重の審査が行なわれる。違反に対しては刑事罰が課される。

しかし、同時にそれらの保護について免除方法が法律に設けられていること、また法律自体に不明確な点がある

ことから、適用にあたってはCNILの運用次第であることが懸念されている。⁽²³⁾ また、自己情報の伝達に関する個人のプライバシーの権利も、憲法上の人権として確立しているものではなく、近年の憲法院の判決の中で漸次認められつつあるという状況であることから⁽²⁴⁾、個人の権利の保護についてはCNILの活動に負うところが大きいように思われる。

(四)生命倫理法の問題点

生命倫理法は、新しい法主体としての「人格＋人体」、及び「個人の自由」対「生命の尊重」という、前述したような問題について定めたものである。しかし、それについて以下のような問題点が指摘できる。

(1)「人間」と「体」の関係が不明確

生命尊重法では、生命倫理に関する新しい法主体として、「人格＋人体」を不可分のものとして「人間」を捉え、その不可分性を根拠として、人体の尊重という新しい権利を定めている。しかし、この人体の尊重が、人間としての人体の尊重なのか、人体の尊重なのかは明確ではない。例えば、第三者がある人の人体の完全性を傷つける場合、人間の尊重にもとづく人体の尊重という権利によつて禁止される。つまり人体は、人格(精神あるいは意思)と体が不可分であるがゆえに尊重されている。他方、しかしながら個人は、自由意志によつても人体を処分する決定を行なうことは禁止される。この場合は、人体は、「人格＋人体」ではなく、純粹に「人体」であるがゆえに尊重されることになる。

(2)意思主義と不可処分性

本法律は、人体は不可侵であることを原則としているが、しかし、法律の認めた一定の目的の場合には、個人の意思に基づく自己決定が尊重され、人体の臓器や細胞等の摘出や譲渡、つまり、人体への「侵害」及び「処分」が

認められている。したがって、人体は、一定の目的の場合には意思主義が貫かれ、本人の同意にもとづいて、人体の不可侵性や不可処分性に反して扱われる。しかし、その目的以外では、本人の意思に反しても、人体は尊重され、不可侵性や不可処分性の原則が貫かれる。

この問題の背後には、体は誰のものか、という生命倫理の問題が横たわっている。本法律は、同意原則と不可侵性・不可処分性の原則とを共に採用したため、体に関する個人の決定に対する国家の（法律等による）制約の根拠が明確ではなくなっている。⁽²⁵⁾したがって、何が公共の利益の内容なのか明らかでないままに、一定の目的の場合だけに自己決定を求めることになり、何を根拠にその目的が確定されているのが問題となる。

(18) この法律に関しては一九八四年度の比較法学会総会での「臓器移植の比較法的研究」というシンポジウムにおいて、フランスについて報告された島田和夫氏によって、特に死者からの臓器移植を中心に紹介、検討されている。島田和夫「臓器移植の比較法的研究」フランス」比較法研究四六号（一九八四年）二八頁以下。

(19) Christian Byk, *Aperçu rapide sur la loi no. 94-653 du 29 juillet 1994 relative au respect du corps humain*, JCP, 1994 no. 32-36.

(20) 一九九四年五月二四日のデクレは、生命倫理法制定前であるが、一九九二年二月二五日のデクレを修正し、全ての人体の臓器や組織、細胞の抽出の場合に、感染についての生物学的検査の義務の強化、提供者について検査すべき病気の範囲の拡大が行なわれ、また、医師に対してこの検査の結果を確認する義務が強化された。一九九四年三月一八日のアレテ（大臣決定）は、人体の組織、細胞及び産物、とりわけ胎盤の抽出物を含む化粧品及び健康製品について、無料であれ有料であれ、市場化（の新しい申請であれ既に許可されている製品の維持であれ）を禁止した。

(21) 島田和夫、前掲、二八頁。

(22) 死の法的定義①一九四七年一〇月二〇日デクレ「死は、医療施設の二人の医師によって、死の実態を保証するために厚生省によって有

効であると認められている全ての方法によって検査した後に確認されなければならない。②角膜移植に関する一九四九年七月七日法律「死の実態は、事前に上記のデクレと同様の方法で確認されなければならない。」③厚生省通達(一九四八年二月三日、一九五八年九月一日)「動脈についての血液の循環の停止の確認、瞳孔反射」④厚生省通達(一九六八年四月二四日)「不可逆の昏睡状態の人に関する死の確認は、二人の医師によって行なわれる。そのうち一人は医療施設の責任者」。確認は「全体のなかの中心的な神経システムの変化が破壊的で不治の性格であるという、不可逆性を証明する証拠の存在」に基づく。死の法的定義の不存在を示す以上のような観点以外に、民事的な観点からは、死の正確な日時を確定しなければならない。戸籍簿管理責任者は、一人の医師によって死を確認しなければならない。これについては、全く死の定義はなされていない。つまり「医師によって既に生きていない、と認められた人」となり、死は、定義の代わりに医師にその判定が委ねられている。

- (23) Marie-Claire Ponthoreau, La protection des personnes contre les abus de l'informatique A Propos de la loi du 1er juillet 1994 relative au traitement des données nominatives ayant pour fin la recherche dans le domaine de la santé, RFD/A, 1994, p.807.
- (24) Dec.no.91-294 DC du 25 juillet 1991, Rec.p.91, Dec. 92-316 DC du 20 janvier 1993, Rec.p.118, Dec.no.93-325 DC du 1 août 1993, Rec.p., Dec.no. 94-352 DC du 18 janvier 1995, JO du 21 janvier 1995, p.1154 et s.
- (25) Christian Byk, Statut du corps humain et pratiques biomédicales: A propos des lois bioéthiques françaises, Journal international de bioéthique, 1996, no.1,p.7.

二 生命倫理法に関する憲法院の違憲審査

以上のような生命倫理法三法のうち、「保健分野の研究を目的とした記名情報の取り扱いに関する法律」は、国会で可決された後七月一日に公布された。しかし「人体の尊重に関する法律」と「人体の要素と産物の提供と使用、医療扶助、人工生殖、出生前診断に関する法律」については、国民議会議長、及び国会議員(RPR・UDF)の双

方から、憲法院に違憲審査の申し立てが付託された。憲法院は、この二つの法律について一括して一つの判決において判断を下し、合憲とした。⁽²⁶⁾

前述のように、フランスでは、現行の第五共和制憲法及びその他の憲法規範（憲法ブロック）に、生命に関する条項や、人間の尊厳を保護する条項が存在していなかった。特に、妊娠中絶法の違憲審査以来、生命に関する憲法原則が不明確なことが問題となってきたっており、一九九三年には憲法改正諮問委員会が憲法改正案として「人格の尊厳に対する権利」の創設を提案していた。したがって、生命倫理法の違憲審査にあたって、どのような憲法原則に基づいて審査が行なわれるのが注目された。

(一) 違憲審査の申し立て

国民議会議長と両院議員双方からの違憲審査の申し立ては、生命倫理法のうち二法の違憲審査を要求するものだが、両者の申し立ての目的は全く異なっている。

まず、国民議会議長 Philippe Seguin の申し立ては、特別な違憲の理由を付しておらず、従って違憲無効を目的とした申し立てではなく、逆に、生命倫理法が合憲であるという確認を求めたためのものであった。加えて、生命倫理に関する憲法上の原則を明確にすることを憲法院に要請することをも意図していた。

他方、法律の採択に賛成票を投じた多数派 RPR・UDF の議員のうちの反対派の議員による申し立ては、生命倫理法自体の各条項、特に人工生殖の際の胚に関する条項の違憲性を問題とするものであった。

(二) 生命倫理法の審査の規範となる憲法原則

判決の冒頭で、憲法院は、まず注目されていた生命倫理法の合憲性を審査する基準となる憲法原則を以下のよう
に三つ提示した。

①人間の尊厳

第一に、一九四六年憲法前文冒頭の「人間を隷従させ品位を傷つけることを企図した体制に対して、自由な人民によつてもたらされた勝利の直後に、フランス人民は、改めて、全ての人間は、人種、宗教、信条による差別なく、譲り渡すことのできない神聖な権利を有することを宣言する」という規定から、「あらゆる形態の隷従と品位を傷つける取り扱いに対する、人間 (la personne humaine) の尊厳の保護」という新しい憲法原則を導き出し、憲法的価値を持つ原則と位置づけた。

「人間の隷従と品位を傷つける取り扱い」というこの前文は、もともと一九四六年憲法制定の時には、ナチスによる医学的・優生学的実験を指していたことから、生命医学技術から人間を保護する、と解釈することは可能である。それに対するものとして、侵すことのできない人間の尊厳の保護が導き出されている。

②個人的自由の限界

第二に、一七八九年人権宣言一、二、四条に基づく個人的自由をあげたうえで、「しかしながら、個人的自由の原則は、他の憲法上の原則と両立しなければならない」と述べている。憲法院はこれまで、個人的自由については、第五共和制憲法第六六条を根拠条文とすることが多かったが、生命倫理法については、通常の条文とは異なり、人権宣言をあげている。この理由としては、第六六条は、司法裁判所に関する規定であることから、最近の憲法院の判例では、司法裁判所で保護される個人的自由だけではなく、人権宣言などを根拠にして、個人的自由の範囲を広げていることが指摘されている。⁽²⁷⁾

③子供と家族の健康の保護

第三に、一九四六年憲法前文第一〇項「国は、個人及び家族に対して、その発展に必要な条件を確保する」、第

一一項「国は、すべての人に対して、とりわけ、子供と母親（・・）に対して、健康の保護（・・）を保障する」を、あげている。

(三)生命倫理法と憲法的価値の原則

以上の憲法的価値の原則に基づいて、判決は、次に「人体の構成要素及び産物の提供及び利用、生殖への医学的介助並びに出生前診断に関する一九九四年七月二九日法律」の第八、九、一二、一四条について審査を行なっている。

①「胚の保存の終了」と「生命に対する権利」及び「平等原則」

違憲の申立てのなかで、胚の保存の終了は、第一に、受精の瞬間から人間としての保護を受ける胎児の生命に対する権利を侵害する、第二に、生命倫理法の制定前に存在している胚は保存が五年を過ぎている場合には保存を終了するが、法制定以降につくられる胚については明確な規定がないため、胚の間の平等を侵害する、と主張された。これについて、憲法院は、以下のような判断を示している。

「立法者は、体外受精による胚の受精、移植、保存について多くの保護を設けているにもかかわらず、既に存在する胚の保存を、どのような場合においても期限を定めず保存するべきであるとは判断していない。このことから、生命の始まりからの全ての人間の尊重の原則はそのような胚には適用されないと表明しているのであり、したがって、必然的に、そのような胚に対しては平等原則は適用されないと判断しているのである」。

②憲法院の違憲審査の性質

また、これに続いて、「憲法院は、議会の有する権限と同様の評価や決定の権限を持たないことから、知識や技術に関して、立法者の定めた条項を覆すことは憲法院のなすべきことではない（I 0 e considérant）」と述べてい

る。これと同じ内容は、一九七五年一月一日の人工妊娠中絶法に関する判決のなかで既に表明されている。こうした、違憲審査の限界を自ら定めている点については、中絶法や生命倫理法のように、「知識や技術の状況」が日々進歩しているような領域については、それにかかわる法規定が全てを定めておくことは不可能であるから、「結果として、憲法院は、立法者の選択が、明確なしかたで示されている憲法上の規範を侵害する場合の他は、その選択を尊重するしかない」と判断し、⁽²⁸⁾生命の定義の決定は立法者に委ねた。

③ 「胚の選別」と「平等」及び「人類の遺伝的遺産の保護」

次に、母体に移植する胚とそうでない胚を選別すること、あるいは第三者のカップルに提供する胚とそうでない胚を選別することを、カップルと医師に認めることは、胚の間の平等を侵害し、また、「人類の遺伝的遺産の保護」という憲法的価値の原則を侵害する、という指摘については、憲法院は、平等については判断せず、「人類の遺伝的遺産の保護」についてはそれを定めている憲法規定も憲法的価値の原則もない、と退けている。

④ 医学的介助生殖と「家族の権利」

第三者の配偶子の提供によって子供を持つ可能性を認めることについては、一九四六年憲法前文が保障する家族の権利を侵害する、という違憲理由が主張された。これについては、一九四六年憲法前文のどの条項も、家族の発展の条件が、生命倫理法の定める要件に従って行なわれる配偶子や胚の提供によって確保されることを妨げるものではないとしている。

⑤ ドナーの匿名原則と「子供の健康に対する権利、人格の自由な開花の権利」

第三者の配偶子の提供によって出生した子供について、その遺伝的アイデンティティや生物学的な親を知ることが禁じられることは、子供の健康に対する権利、人格の自由な開花の権利を侵害する、という主張に対しては、子供に

対して配偶子及び胚の提供者を知ることを禁止することは、同前文の保護する健康の保護を侵害するものではない、と述べている。

⑥ 胚の研究

胚に関する研究については、当該法律が胚の研究の可能性を認めていることについて、「人と人体の完全性の尊重」を侵害する、と主張された。これについて憲法院は、胚の研究と「人と人体の完全性の尊重」の関係については直接に判断していない。胚の研究は胚の選別（上記②）として審査されているという解釈があるが、⁽²⁹⁾「人の体の完全性の尊重」という申立て理由についての言及はない。

また研究や出生前診断の認可の権限を医学生物学国家審議会に与えていることは、権力分立という憲法上の原則を侵害するという申立てがなされているが、これについては、医学上の目的による胚の研究に同意するという個人（男女）の決定は、行政的な審議会の意見による研究の認可という要請をふまえたもので、この審議会の意見は研究が胚を傷つけないことを保障しなければならないことから、審議会の意見による認可が立法者の権限を侵害するものではないと立法者はみなしている、と述べている。

⑦ 出生前診断、着床前診断

次に、出生前診断と着床前診断について両院議員は、この条項が中絶の実行を容易にするもので生命に対する権利を侵害する点が違憲であると主張していた。

これに対して、憲法院は、出生前診断は、従来の中絶法の要件に何ら新しいものを加えるものでないこと、着床前診断は体外の胚の細胞について行なわれる診断に関してのみ定めるもので、違憲の主張の事実是不存在であると述べた。

⑧第三者の配偶子及び胚の提供による人工授精の場合の、提供者と子供との間の親子関係の否定(「人体の尊重法」第一〇条)

この条項の定める、配偶子の提供者の匿名は、第一に民法一三八二条の個人的責任原則に反し、また、一九二一年一月一六日法律が非嫡出子に対して父親を調査することを認めていることから共和国の法律によって認められ基本的原則の尊重という点でも違憲が主張された。

これに対して、憲法院は、人体尊重法の条項は、医学的介助出産の場合の父権の要件を定める目的のものではなく、またいかなる憲法規定も憲法的価値の原則も、医学的介助出産によって出生する子供と、配偶子の提供者との嫡出関係の確立の禁止を禁じるものではない、と述べた。

⑨生命倫理法の規定する諸原則

最後に憲法院は、審査に付された生命倫理二法が、「人間の優越性」、「生命の始まりのときからのすべての人間の尊重」、「不可侵性、完全性」、「人種の完全性、人体の遺産的性格の不存在」、という諸原則を定めていることをあげ、これらの諸原則が、「人間の尊厳の保護」という憲法原則の尊重を保障するものであること、また、審査に付された諸条項が、適用されうる憲法的価値の規範を侵害しないこと、から、生命倫理法は合憲である、と結論づけた。

四 憲法院の違憲審査の特徴

①憲法規範と認められた「人間の尊厳」

フランスでは、今回の判決まで、憲法上の原則としては「生命」や「人間の尊厳」に関する規定は存在していなかった。そのため、一九九三年二月一五日の憲法改正諮問委員会の報告は、憲法第六六条の司法機関に関する条

項に第二項として「何人も私生活の尊重の権利及び人格の尊重の権利を有する」を付加する改正を提案していた。また、これをうけて、最終的に一九九三年三月一〇日に閣僚審議会で可決した憲法改正案は、第六六条ではなく、現行の第二条を第一条とし、その後部に「フランスは、私生活の尊重と人格の尊重を保障する」という項目を付加する改正を提案していた。⁽³¹⁾この改正案は、直後に行なわれた国民議会選挙で社会党が大敗したため実現しなかったが、以上の経緯から、「人格の尊厳」を憲法のなかに明示的に定めることについては懸案となっていたことがわかれる。

さらに、今回の判決が援用した一九四六年憲法前文の「譲り渡すことのできない神聖な権利」という表現は直接的に生命倫理を対象としたものではないが、第四共和制憲法が第二次世界大戦後直後に制定されたことから、「人間の品位を傷つける」という表現は、ナチスの優生学や医学上の試験を指すものであり、生命倫理とは関連を有するものと考えられる。また、同前文と「人間の尊厳」との関連では、一九四六年憲法制定以前に起草され人民投票で否決された一九四六年四月憲法草案の人権宣言第二二条が、「全ての人は、社会に対して、完全性と人格の尊厳のもとで、身体、知性、及び精神における十分な発展を保障される諸権利を有する」と定め、既に「人格の尊厳」⁽³²⁾が一九四六年の時点で憲法規定となっており、同前文から「人間の尊厳」を導き出したことはそれほど唐突というわけではない。

②胚の選別と「生命に対する権利」

胚の保存の終了が、受精の瞬間からの胚の「生命に対する権利」を侵害するという申立てについては、憲法院は、立法者は、体外受精でつくられた胚について「生命の始まりからの全ての人の尊重」という保護が及ぶとは考えていない、と述べている。また「生命の始まりからの全ての人の尊重」は、それ自体は憲法的価値の原則ではなく、

「人間の尊厳の尊重の保護」という憲法原則を保障する諸原則の一つと位置づけている。

胚は生命か、生命とはいつからか、人間として法の保護をうけるのはいつからか、という問題は、生命倫理の中心の課題の一つである。生命倫理法は、胚の保存の終了、母体に移植されない胚、胚の研究、胚の第三者への提供を一定の要件で認めている。つまり、体外でつくられる胚について、人間として出生に至る胚とそうでない胚とを選別することを認めることで、胚の全てが生命というわけではないと判断をしているのである。

それでは、生命倫理の領域で、いつからが生命かという問題は、フランスでは、一九七五年の妊娠中絶法と今回の生命倫理法とを総合して検討しなければならない。一九七五年法も冒頭で「生命の始まりからの全ての人の尊重」を同法の原則としてあげており、妊娠中絶は、同法に定められた一定の要件に従う場合にのみ例外として認められているのである。生命倫理法も、人間の尊重や生命の始まりからの全ての人の尊重を原則に掲げ、同法の要件に従うという条件で医学的介助出産や胚の研究を認めている。つまり、「生命の尊重」を侵害しないと立法者が判断した限界が、二つの法律の内容となつている。

生命倫理法は、胚を、生命として絶対的な保護をうける存在として位置づけておらず、医学的介助出産の実践や研究の要請との妥協点を設け、また子供が欲しいカップルの不妊治療の最後の方法として、第三者からの胚の提供も認めている。胚は、体内に移植された後も、中絶法によれば、妊娠一〇週までは、女性が中絶を決定できる期間であり、加えて中絶薬Mifepristoneの出現によって、外科的手段によらずに薬の服用で胚の着床を妨げることで、結果的に中絶と同じ効果をもたらすことが可能となつている。さらに妊娠全期間を通じて、母親である女性が危険な状況にある場合には治療としての中絶が認められる。すなわち、現在、胚及び胎児の保護は、生命倫理法でも中絶法でも相対的であり、生命にかかわる様々な利益の対立に関する判断は、一九七五年の違憲審査の時点でも今回

の審査でも立法者に任せられた。胚は、「生命」のシンボルとして非常に象徴的であり、尊重すべき存在である。しかし、その尊重は、胚にかかわる、科学者、医者、母親、父親等、それぞれの立場によって考察や判断の性質が異なる。科学者や医者は、自分自身の生命に直接関わらず、しかも生命を操作するという技術を使用するだけに、胚の尊重が強く求められるだろう。

一九七五年の中絶法の審査では、基準となる憲法規範が明確ではなく、ヨーロッパ人権条約第二条の「生命に対する権利」が援用されたのに対して、生命倫理法の審査では「人間の尊厳」という憲法規範が明確にされ、生命の尊重は、その憲法規範を保障する原則の一つと解釈されている。今後は、フランスでは、生命倫理にかかわる分野では、「生命に対する権利」よりも、「人間の尊厳」と「生命」との関連が問われることになるだろう。憲法院は、今回の判決ではその判断を立法者に委ねているが、憲法的価値の原則としての「人間の尊厳」の解釈が、今後、どのように発展していくのかは注目されるところである。

(26) C.C., Dec.no. 94-343 DC, no. 94-344 DC du 27 juillet 1994.

(27) Bertrand Mathieu, Bioéthique:un juge constitutionnel réservé face aux défis de la science A propos de la décision no. 94-343-344 DC du 27 juillet 1994, RFD.A, 1994, p.1022.

(28) Louis Favoreu, Jurisprudence du Conseil constitutionnel, RDP, no. 20, 1994, p.815.

(29) François Luchaire, Le Conseil constitutionnel et l'assistance médicale à la procreation, RDP, 1994, p.1654.

(30) J.O. 16 fev., 1993, p.2547.

(31) le texte du projet de la loi constitutionnel, La révision de la Constitution, Association française des constitutionnalistes, P UAM et Economica, Paris, 1993, p.308.

(32) Bertrand Mathieu, op.cit., p.1022.

(33) Louis Favoren, op. cit., p.807.

おわりに―生命倫理法と憲法―

〈生命倫理と国家〉

生命倫理は、まず医学の分野で問われ、ニュルンベルグ綱領以降、人体実験についての規則が定められることになった。臨床と基礎生物学が分化し、遺伝子の研究、臓器の摘出、人工生殖と治療目的以外の人体への介入の技術が進むに連れ、政治の領域の問題となり、公権力の影響が強くなってきた。⁽³⁴⁾このような、公権力の介入を監視しつつ、医療や科学の逸脱を抑制しつつ、その発展を認めることが、生命倫理の間われる理由であり、現在では、社会の将来に対するその社会の選択までも射程に入る問題となっている。

他方、人権論においては、個人の自由の保護のためには国家の介入はできるだけ制約されることが必要とされる。しかし、生物科学の進歩によって、国家の介入と、その介入の引き起こす危険とのバランスは、新しい様相を示すようになってきている。例えば、生命科学の利用について商業化を避けようとするなら、フランスの CEOS (Centres d'Etudes et de Conservation du Sperme) が、人工授精を管理、実施しているように、国家の管理の下に、生命科学技術の實踐が行なわれることになる。

このような国家の、管理という名目の介入は公共の利益を理由として行なわれる。しかし、この介入は、生命科学を利用しあるいは研究し実践する個人の自由を制約する結果となる。こうした公共の利益を理由とする個人の自

由の制約は、その目的が他の人権の保護でなければならず、生命科学の分野では、人間の尊厳の尊重でなければならぬ。生命倫理が問われるようになった歴史的な理由を振り返って考えるなら、このような制約を内容とする法律は、まず、国家が行なう研究や実践から人間の尊厳を保護するために、国家に対する制約として有効であることが必要である。さらに、科学者、医師が行なう研究や実践についての制約も、個人の尊厳の保護が根拠であることが求められる。

つまり、国家が生命科学技術を独占することの危険性への懸念から、生命科学技術の民主化が求められ、反面、商業化を避けるためには人権の尊重に基づいた公共の利益を根拠とした国家の介入が必要となる。生命倫理に関する法律は、この二つの相反する要求を充たすことが求められる。

△個人の自由(権利)と科学▽

生命科学技術の領域では、人間は、抽象的な権利の主体としてではなく、具体的な体を持つ存在として現れる。フランスの生命倫理法も、「意思を持った人格+人体」を一体のものとして、人間と定義している。しかしながら、意思主義に基づいた個人の自由という伝統的な人権の考え方は、科学の進歩との関係では、意思が体を支配し生命や死に過剰に関与する結果となりがちである。そしてそのことについては次のような評価の対立がみられる。つまり、「権利は、権利を制限する役割をはたしていた自然という考え方とのつながりを失ったために、もはや欲望の果てしない実現の道具にすぎない」⁽³⁵⁾のか、あるいは、科学の進歩によって人間の手にする自由は拡大し、「あらゆる知識は、一つの解放である」⁽³⁶⁾のか。

この問題は、「はじめに」で述べた、「神聖な生命」と「生命の質」の対立として、科学の進歩に対する態度決定として問われる。しかしこれについては、Edelmannも述べるように⁽³⁷⁾、「神聖な生命」と「世俗の生命」の対立とし

て問題をたて直すことによつて、絶対的な対立ではなくなり、より詳細な内容についての議論が可能となると思われる。

また、自然の生殖に反するという危険性の指摘に対しては、科学についての態度決定というよりは、例えば子供を持ちたいという欲求がどのような権利なのか、どのような自由なのか、という方向からの検討が必要となるだろう。科学の進歩によつて提示される新しい可能性は、従来存在していなかった新しい自由をもたらすが、それが人間にとつてどのような性質の自由かと定義することが、その自由を人権として、国家の侵害から保護していくために必要だからである。つまり、人権の保護という観点からは、新しい技術の利用は、自然に反するから危険という理由で制約が必要なのではなく、それによつて他者の人権や生命を侵害するか否かという基準で制約が設けられることが基本であると思われる。

△生命倫理法と憲法▽

生命倫理法に関する憲法院判決は、人間の尊厳という憲法原則を確立した点で重要なものであるが、生命倫理法についての憲法判断という点では、立法者の判断を尊重するにとどまった。

つまり、人の生がどこから始まるか、人の臓器を利用することの是非、人の生殖がどのような形をとるべきかを決定するのは、第一に、国民主権の行使である立法者であると判断しているのである。

最終的に、誰が、生命とは何かを決定できるのかという問いについては、当該社会が決めることである。しかし、できるだけ多くの答えの可能性が保たれていることが必要である。一度決定されると引き返すことのできないような影響力を持つ生命倫理の分野では、決定は慎重であることが望ましく、国民主権を表明する立法者の判断、すなわち議会多数派の判断は、憲法規範という基準で判断され、さらに決定(法制定)の過程に様々な形態の世論の導入、

あるいは、国際的な基準等も必要であると思われる。

最後に、生命倫理について考える場合、上述のように、第二次世界大戦後に憲法上に「生命」及び「人間の尊厳」が規定されたことの歴史的な理由を、多くの人が認識することが重要である。個人の生命は、優生学のような生命の選別の思想によって、簡単にその尊厳性を失いやすいからである。どのような自由のための科学かが問われるべきである。科学は、決していつも人間を真に自由にするわけではないからである。⁽³⁶⁾

(34) Claire Ambroselli, *L'éthique médicale*, 2e éd., PUF, 1994, p.81-116.

(35) Christian Byk, op. cit., p.6.

(36) Jean Dausset, *Rapport sur <Le diagnostic de susceptibilité>*, Colloque Génétique, procréation et droit, 18-19 janvier 1985, Actes sud, 1985, p.416.

(37) Bernard Edelman, op. cit., p.32.

(38) Bernard Edelman, op. cit., p.42.

付記

宗教学会での報告(一九九五年六月)にあたっては、藤嶋次郎「フランスにおける生命倫理の法制化」のEtilog「生命・人間・社会」一号(三菱生命科学研究所、一九九三年)、同「フランスの生殖技術規制政策」同誌二号(一九九四年)、大村美由紀「フランス「生命倫理法」の全体像」『外国の立法』三三巻二号(一九九四年)から多くを学んだ。

また、報告後、北村一郎「フランスにおける生命倫理立法の概要」ジュリスト一〇九二号(一九九六年)からも貴重な示唆を受けた。